

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の介護サービス事業に係る使用料及び手数料条例

平成19年4月1日

条例第1号

改正 令和3年11月条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、本組合が実施する介護サービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業及び介護予防サービス事業をいう。）に係る使用料及び手数料（以下「利用料」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(利用料)

第2条 利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第123号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した額とする。

(利用料の納入期限)

第3条 利用者は、利用の都度又は納入通知書の指定する期限までに収めなければならない。

(利用料の減免)

第4条 管理者は、貧困又は特別の事由により必要と認めるときは、利用料を減免し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。